毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)

0

0

| 香川県知事 真 鍋 武平成十七年十二月二日 | | めの医療を担当させる幾男を欠のとおり肯定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医芸 | ●香川県告示第七百二十二号 | 告 示 | ○地方自治法の規定による包括外部監査の事務の補助者 | 監査委員告示○土地改良事業の工事完了の届出○土地改良事業の工事完了の届出 | ○土地改良区の役員の退任の届出 (〃 | ○土地改良区の役員の就退任の届出 (〃) (土地改良講) ○土地改良事業の適否決定(匹件) | 二項の規定による公告 | 公 告 | ○ 道路の供用開始(三件) (道路保全課) | (経営支援課) | 調査の宝 | ○香川県統計調査条例の規定による香川県寡婦実態調査の実施(子育て支援課) | ○生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出(〃)○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) | [| 目 次 (●印は、県法規集掲載事項) | | 者 子 第 95 | |
|---|------------------------|--|-----------------------|-------------------|---------------------------|--------------------------------------|---------------------|--|------------|---------------------------|------------------------------------|---------------|------|--------------------------------------|---|------------------------------------|------------------------------|---------------------|------------------------|---------|
| 紀 | | 医療扶助のた | | | 六 | Ú | <u> </u> | 。 謎 五 匹 | | | 謎 | 談 | | 談 | 。 | | 唄) ページ | 12 | 平成 17月2日(金 | |
| - (- | 平成一七、一〇、三一 たんぽぽ葉司香川中 | 平成一七、一〇、三一 ぞうさん薬局 | 平成一七、一〇、三一 やまぐち歯科医院 | 平成一七、九、九 大西歯科医院 | 平成一七、一〇、一 三井外科医院 | 平成一七 九 二五 塩江病院 塩江病院 | 年 月 日 | | 平成十七年十二月二日 | 療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。 | 生活保護法(昭和二十五年法律第百 | ●香川県告示第七百二十三号 | 央店 | 平成一七、一一、一 たんぽぽ薬局香川中 | 平成一七、一一、一でうさん薬局 | 平成一七、一一、一 医療法人社団和会や | 潮 | 平成一七、一一、一 いぬい歯科 | 平成一七、一一、九かもだ内科クリニッ | 指定年月日名 |
| 五五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | \rightarrow | 局 丸亀市土器町東四丁目七三七番地 | 科医院 | 院観音寺市観音寺町甲二九七六番地六 | 仲多度郡多度津町京町一番二三号 | | | 一 香川県知事 真 鍋 | | の届出があった。 | (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医 | | 五 | | 局 丸亀市土器町東四丁目七三七番地 | 医院 丸亀市垂水町三二四〇番地四四和会や 丸亀市垂水町三二四〇番地四 | | い歯科えり矯正 坂出市江尻町四○九番地 | クリニッ 観音寺市坂本町七丁目一〇番一〇号 | 称 所 在 地 |

香

Ш

県

報

平成十七年十二月二日

(第九二九二号)

香

(第九二九二号)

●香川県告示第七百二十四号

婦実態調査を次のとおり実施する。 香川県統計調査条例(昭和二十四年香川県条例第四十五号)の規定に基づき、香川県寡

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

調査の目的

「母子家庭等自立促進計画」を策定するに当たり、県内の寡婦の実態を把握し、 今後

の母子福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査事項

1 寡婦の状況

2

就業等の状況

- 3 住宅の状況
- 4 養育費の状況
- 5 収入・生活状況

6

施策に対する要望等

調査の範囲

平成十七年十二月一日現在県内に住所を有し、現に二十歳未満の児童を扶養しておら かつ、配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母として児童を扶養していた六十五

歳未満の者の中から無作為に抽出した四○○人

四 調査の期日

平成十七年十二月一日現在で行う。

Ŧi. 調査の方法

(財)香川県母子福祉連合会が調査票を配布し、郵便により回収する方法

●香川県告示第七百二十五号

定地場産品調査を次のとおり実施するので、同条例第二条の規定により告示する。 香川県統計調査条例(昭和二十四年香川県条例第四十五号)の規定に基づき、香川県特

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋

武

紀

調査の目的

資料を得ることを目的とする。 香川県特定地場産品調査は、 特定地場産品の実態を把握し、地場産業振興対策の基礎

調査事項

事業所の名称及び所在地

従業者数

2

- 3 特定地場産品の名称
- 4 特定地場産品の出荷額及び加工賃収入額
- 5 特定地場産品の販売先の地域別割合及び業態別割合
- 主な原材料の仕入先の地域別割合

6

調査の範囲

製品、桐げた、家具、ちり紙、 そうめん、冷凍食品、 ン、漆器、和傘及びうちわの二十九業種のいずれかを製造する事業所 香川県の特定地場産品であるかまぼこ、つくだに、みそ、醤油、 缶詰、手袋、カバン・袋物、ニット製品、 粘土瓦、 レンガ、陶管、植木鉢、 製綿・寝具、織物、縫 石工品、はかり、 食酢、清酒、 うどん ボタ

四 調査の期日

平成十七年十二月三十一日現在で行う。

Ŧi. 調査の方法

調査員が対象事業所に調査票を配布し、 申告者が自ら記入する自計申告による。

●香川県告示第七百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二日から同月二

平成十七年十二月二日

十三日まで一般の縦覧に供する。

道路の種類 県道 (主要地方道)

香川県知事

真

鍋

武

紀

路線名 津田川島線(二号)

道路の区域

5 さぬき市大川町田面三五○○番一○地先か さぬき市大川町田面 区 一五八八番二地先まで 間 (メートル) 敷地の幅員 一七・〇 三六·四 延 (メ | ト ル) 長 九五 用区間 尾大内線重 六十八号で 川県告示第 平成元年香 域の一部 変更した区 備 考 十三日まで一般の縦覧に供する。 の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、 道路の区域 路 平成十七年十二月二日 道路の種類 線 名 原田琴平線 (二百六号) 県道 (一般) 香川県知事

兀 供用開始の期日 平成十七年十二 月 日

●香川県告示第七百二十七号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

十三日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二日から同月

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武

紀

道路の種類 県道 (主要地方道)

路 線 名 高松長尾大内線 (十号)

道路の区域

| さぬき市大川町田面一品 | 区 |
|--|-------------|
| 一五八四番一地先まで | 間 |
| <u>fi</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> | (メートル)敷地の幅員 |
| 四七七 | (メートル) 長 |
| 域の一部 変更した区 で乗した区 で で で で で で で た に で る で る で る で る り る で る り る の る の る の る の る の る の る の る の る の | 備考 |

几

供用開始の期日

平成十七年十二月二

一日

●香川県告示第七百二十八号

香

Ш

県

報

平成十七年十二月二

日

香川県知事 真

鍋

武

紀

平成十七年十二月二日

意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第四百四十八号

意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二 項の規定に基づき次のように道路

平成十七年十二月二日から同月二

真

鍋

武

紀

| 善通寺市木徳町中村五一二番 | 区 |
|---|-------------|
| 二番一地先まで | 間 |
| 一 | (メートル)敷地の幅員 |
| <u>Д</u> | (メートル) 長 |
| 一部 した区域の 一部 で変更 一等で変更 のの | 備考 |

兀 供用開始の期日 平成十七年十二月二日

公 告

●香川県公告第六百七十四号

項の規定により、次のとおり公告する。 の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項

(第九二九二号)

香

マルヨシセンター松縄店 高松市松縄町三〇一番地

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要 意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし

Ŧi. 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年十二月二日 (金曜日) から平成十八年一月四日 (水曜日) まで

●香川県公告第六百七十五号

事業を行うことについて平成十七年十一月十四日適当と決定した。 第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法

月四日まで縦覧に供する。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十二月九日から平成十八年

平成十七年十二月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| " | 事業)名頃下地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水 | 名頃下地区共同施行 |
|----------|-----------------------------|-----------|
| 琴南町建設経済課 | 事業)大向地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水 | 大向地区共同施行 |
| 縦覧場所 | 土地改良事業名 | 事 業 主 体 |

●香川県公告第六百七十六号

定した。 業(かんがい排水事業)川東地区)を行うことについて平成十七年十一月十四日適当と決 第八条第一項の規定により、琴南町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

> 日まで縦覧に供する。 その関係書類を琴南町建設経済課において平成十七年十二月九日から平成十八年一月四

平成十七年十二月二日

香川県知事

真

鍋

武

紀

●香川県公告第六百七十七号

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

良事業を行うことについて平成十七年十一月十五日適当と決定した。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十二月九日から平成十八年一

月四日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月二日

| " | 良区坂出市府中町土地改 | 土地改良区名 | |
|-----------------------------|----------------------------|---------|-------|
| 事業)横山西地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水 | 事業)新宮地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水 | 土地改良事業名 | 香川県知事 |
| " | 農林水産課坂出市環境経済部 | 縦覧場所 | 鍋武紀 |

●香川県公告第六百七十八号

第八条第一項の規定により、 良事業を行うことについて平成十七年十一月十六日適当と決定した 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法 次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十二月九日から平成十八年

平成十七年十二月二日

月四日まで縦覧に供する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 决 |
|---------|
| 土地改良区名 |
| 土地改良事業名 |
| 縦覧場所 |

| Б. | | (第九二九二号) | | 香川県報平成十七年十二月二日 香川県知事 真 鍋 武 紀 |
|----------------------|--------------|---|-----------------------|---|
| 平成一二、三、 | 佐古地区 | (かんがい排水事業)単独県費補助土地改良事業 | " | 日 |
| 平成七、三、二四 | 湊池地区 | 事業(ため池等整備事業)香川用水非受益地域用水確保 | " | 王彧上也攻急区から役員の艮壬こつって欠のとおり雷出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、坂出市 【者川県名台第7百月一号 |
| 平成七、三、二四 | 天王地区 | (かんがい排水事業)単独県費補助土地改良事業 | " | ▶№1118公告1617年17日17日 東 高崎 壽男 観音寺市観音寺町甲三一三八番地五 平成一七、一一、一〇 種 類 |
| 平成一〇、二、 | 宮地の谷地区 | (区画整理事業) 単独県費補助土地改良事業 | 地改良区三豊郡仁尾町土 | 員 |
| 平成一五、三、 | 間田団地) 長尾地区(野 | 事業)農村総合整備事業(ほ場整備 | " | |
| 平成一六、二、 | 八替地区 | 農村総合整備統合補助事業 | " | 名 注 |
| 平成一二、三、 | 二工区) 第 | 事業)農村総合整備事業(ほ場整備 | " | 一 退任した投責 香川県知事 真 鍋 武 紀平成十七年十二月二日 |
| 平成一二、八、 | 区(第一工区) | 事業)農村総合整備事業(ほ場整備 | " | |
| 平成一六、八、三〇 | 羽団地)(白 | 農村総合整備統合補助事業 | さぬき市 | 第六百七十九号 |
| | | 土地改良事業の種類 | 行った者の名称 | 事業)前場地区 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水 〃 |
| 鍋武 | 香川県知事 | | | 事業)中川原北地区 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水)〃 |
| 第一項の規定に | があった。 | 平戊十七年十二月二日地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。「当地改長浴(昨禾二十四年浴律贫音ナ十五号) 第音十三条の二第一項の規気により | ・ | 事業)東梶下所南地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水) |
| 等一負の見ぎにより、このでは、力、一三の | 地 | 11、11、12、12、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、 | 笋 | 事業)東梶下所東地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水) |
| 退任年月日 | 所 | | 員 : 類 の : 氏 | 区 事業)総社南地区 農林水産課 坂出市林田土地改良 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水 坂出市環境経済部 |